

報告第2号

風連町・名寄市合併協議会設置に関する協議について

風連町・名寄市合併協議会設置に関する協議について、別紙のとおり報告する。

平成16年4月16日提出

風連町・名寄市合併協議会
会長 島 多 慶 志

風連町・名寄市合併協議会の設置に関する協議書

風連町及び名寄市は、風連町・名寄市合併協議会(以下「協議会」という。)の設置に関する協議について、平成16年3月30日に関係市町すべての議会において議決を経たので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため本書2通を作成し、関係市町の長が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年 3月30日

風連町長 柿 川 弘

名寄市長 島 多慶志